

特第 1998 号
令和 2 年 2 月 28 日

各県立特別支援学校長様

特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症対策のための、県立特別支援学校における一斉臨時休業に関する対応について（依頼）

このことについて、元文科初第 1585 号、令和 2 年 2 月 28 日付文部科学事務次官通知、及び高第 5405 号、令和 2 年 2 月 28 日付教育長通知を踏まえ、次のとおり御対応くださるようお願いいたします。

- 幼児児童生徒が、休業期間中は、基本的に自宅で過ごすよう指導する。
- 自宅においても、感染症対策を行うよう指導する。
- 可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じる。

<配慮事項>

- ・ 幼児児童生徒が、当面、自宅待機できる状況にあるか確認すること。
- ・ 休業期間中の保護者からの相談に対応するための窓口を設置すること。
- ・ 学校と保護者間で緊急連絡ができる体制を整えておくこと。

- 保護者が仕事を休めない場合に自宅等で 1 人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組む。
- やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行う。
- 寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業し、個別の状況に応じて対応する。

<配慮事項>

- ・ やむを得ず、必要最小限の人数に絞って登校させるなどの配慮を行うための、受け入れ体制を検討すること。
- ・ 各市町村の障害福祉担当部署と連携を図ること。

- 卒業式などを実施する際には、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとる。
- 今後予定されている入学者選抜については、感染防止の措置を講じた上で実施する。

<配慮事項>

- ・ 「新型コロナウイルス感染の県内におけるまん延防止に係る県教育委員会の取組方針（令和2年2月26日）」によること。

<その他の配慮事項>

- ・ 給食は中止すること。
- ・ 通常のスクールバスは運休すること。ただし、卒業式を行う場合や、やむを得ず、必要最小限の人数に絞って登校させるなどの配慮を行う場合は、必要に応じて運行を検討すること。
- ・ 学校施設開放については、中止することとし、その旨を利用団体に丁寧に説明すること。
- ・ 学校における、教育相談（乳幼児相談・通級指導を含む）等の業務は中止すること。
- ・ 部活動については、通常の活動は中止し、「新型コロナウイルス感染の県内におけるまん延防止に係る県教育委員会の取組方針（令和2年2月26日）」に基づき対応すること。

問合せ先
教育指導グループ 立花
電話 045 (210) 8276 (直)